

議案第 4 号

令和 2 年度及び令和 3 年度における財政融資資金の
地方公共団体に対する運用

議案

令和2年度及び令和3年度における財政融資資金の地方公共団体に対する運用について

財務大臣は、令和2年度及び令和3年度において、財政融資資金の地方公共団体に対する運用のうち、地方財政法附則第33条の5の12の規定（地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）に基づく地方債については、1年以内の運用を行うことができることとする。ただし、当該年度中の運用の実績は、翌年度の本審議会に報告しなければならない。